

仕 様 書

1 件名

大学へのエシカル消費の普及・啓発事業委託

2 趣旨

本事業は、SDGs 達成に資する取り組みであるエシカル消費について、サステナブル経営に取り組む事業者等と連携した普及・啓発活動の企画立案及び実施を大学に委託するものである。

3 委託内容

(1) エシカル消費普及啓発についての企画立案

地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」について、学生がゼミ等を通じて学習するとともに、サステナブル経営に取り組む事業者等と連携し、消費者がエシカル消費を実践するための普及・啓発の方策を企画立案すること。

(2) エシカル消費普及・啓発についての企画実施

(1)で検討した内容について、以下のア～エを実施すること。

- ア 学生と事業者等とが連携した普及・啓発活動の実施
- イ 令和 6 年度名古屋市消費生活フェアへの出展
- ウ 市主催のセミナーへの協力
- エ 普及・啓発の取り組み内容について、ウェブサイトやチラシ、情報誌等で成果を発表

※上記委託内容の実施が困難な場合については、本市監督員と協議のうえ、同等内容の代替事業を行うものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日

5 連絡、打ち合わせ

受託人は、常に本市監督員と密な連絡を取り、必要に応じ打合せを実施しながら本事業を進めなければならない。適宜、本市監督員と事業に関する協議を行うものとし、本市監督員の承諾を得た後、各作業を進めるものとする。その他不明な点については、本市監督員と協議のうえで進めるものとする。

6 成果物の提出

本事業において提出すべき成果物は、以下に示すとおりとする。

(1) 実施報告書 1 部（電子媒体による提出）

7 成果物の帰属等

成果物は、全て本市に帰属するものとし、他へ公表、貸与あるいは使用する場合は、受託人と本市にて双方協議のうえこれを実施すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項、また、疑義を生じた事項等については、本市監督員と協議のうえ、処理するものとする。